

# 災害の発生とそれへの人々の対処に関する文化史 ～ 古代新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観～

小林 健彦

Cultural History concerning People's Reactions to facing Natural Disasters  
Detected Cases in Ancient Niigata Prefectural Region and People's Views on Disasters

Takehiko KOBAYASHI

平成20年（2008）  
新潟産業大学人文学部紀要  
第19号抜刷

# 災害の発生とそれへの人々の対処に関する文化史 ～ 古代新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観～

小林 健彦

## はじめに

新潟県域（越後国、佐渡国）に於いては、有史以来、文献で確認をすることが可能な事象に限定してみても数多くの天災、地変が発生し、その度に住民等を苦しめて来た。しかし、人々はその様な災害を、止むを得ないものとして受け止めて、克服しながら現在に至る地域社会を形成、維持、発展させて来た。

本稿では、文献史資料により確認することができる各災害事象について、主として気象に拘わるもの〔疫病（伝染病）、自然現象を含む〕と地震に拘わるものについて検討を加え、夫々の災害に対し当時の人々がどのように対処しようとしていたのか、そしてどのような災害観を持っていたのかを、各災害事例の検出と共に、可能な限り検証してみたいと考える。

## 1. 奈良時代までの越後国、佐渡国に於ける災害発生の状況

越後国は、北陸道の北辺に位置する地域で、延喜式による「国」の等級では「上国」に該当する。隣接する越中国、信濃国、上野国、陸奥国、出羽国とは親不知、妙高山、焼山、谷川岳、浅草岳、飯豊山、念珠関、笹川流れ等の要害によって囲まれ、隔てられており、周辺の地域とは地勢的に隔絶した一帯を形成している。また、静岡、千葉より北上するフォッサマグナの北辺部にあたり、妙高山や焼山、黒姫山（信濃国）、飯綱山（信濃国）などの火山も存在する。新潟平野、刈羽平野、高田平野はもともと海底、低湿地であったところが信濃川、阿賀野川、鯖石川、鷯川、関川（荒川）等の河川により上流からの土砂が堆積して埋め立てられて行ったものであり、その面からも災害には弱いと言える。又、冬季の季節風が吹く方角と国境の山脈とがほぼ直角である為に、降雪しやすい状況でもある。

また、佐渡国は一島全体が「佐渡国」という独立した行政区画であり、「国」の等級では「中国」である。国中の平野部に多くの人々が住み、政治や文化、農耕の中心も国

中平野であり、海岸部には人口が比較的少ない。その為、島ではあるが生活、習俗については農村的な面がある。厳冬期にあっても最低気温が零度を下回することは少なく、強風が吹くこともあって積雪量自体は少ない。新潟県内にあっても、豪雪地ではない。それゆえ、特に雪解け水を当てにした様な、水の確保には困難が伴うこともある。<sup>(1)</sup>

こうした自然条件の下に成立した越後国、佐渡国が文献上初めて確認されるのは、記紀神話の中に於いてである。すなわち、日本の国土創造神であるイザナギノミコトとイザナミノミコトとが夫婦となり島々を生むのであるが、「古事記」<sup>(2)</sup>では「津嶋（対馬）」の次に、「佐度（渡）嶋」を生んだとし、「日本書紀」<sup>(3)</sup>では「筑紫洲」を生んだ次に「双生億岐洲（隠岐諸島）與佐度洲。世人或有双生者象此也。次生越洲。」としている。つまり、隠岐諸島と佐渡とは双子の洲（島）であって、どちらか一方を先に作っておき、残りの島は先の島を象って（かたどって）作ったと言うのである。何故島嶼部である佐渡の方が越後（本土）よりも先なのかは分からないが、そもそも「サド」の語源は、「類聚名物考 地理一」では「この国は、北国の越後の後より、海をわたりて行国なれば、その海道の間せまくあれば迫門（セト）なるを、世と佐とは音の通へばいふなり、すべて海の狭く、両傍にはさまれたる所を迫門と云ふ、万葉集にかく書るは、世末里止の意にて、門戸はみな止（ト）といふ、狭戸（サト）といふに同じ」とし、「諸国名義考 下」では「海中に放れたる国なれば離所（サカド）の略（ハブ）かりならむといへり」とあって、「迫門」、「狭戸」、「離所」に求める。因みに最近では、この「佐渡島」の読み方を巡っては異論が提起されている。「佐渡島」、「佐渡ヶ島」、「佐渡が島」の表記（「島」は「嶋」の文字を当てることもある）に対して、「さどしま」、「さどとう」、「さどがしま」、「さどのしま」等の読み方があるが、地図（帳）の多くで採用されている「さどしま」という読み方に対して、佐渡市民からは、地元でも一般的な読み方ではない「さどしま」ではなく「さどがしま」を定着させるべきだという意見が出されているというのである。ただその傍らでは、「鬼ヶ島（おにがしま）」に似た発音であるとか、「が」という濁音より増幅される離島、孤島の暗いイメージから、「さどがしま」という発音を嫌う主張も存在しているという。<sup>(4)</sup>

そして、もう一方の「エチゴ」であるが、「日本書紀通証 三」では一条兼良の言として「越洲彼地有坂、名曰角鹿、行人必踰此坂入越絶、故名曰越也、後分為五国」とし、「古事記伝 十一」では「高志国は越国なり」とあるが、いずれにしても、少なくとも七世紀段階に於いて北陸道方面では越後までが大和朝廷（王権）の支配領域であって、それ以北は蝦夷が住む異端の地域として認識されていた。越後は大和朝廷（王権）にとって最北の辺境、国境の地である。

さて、こうした経緯を持つ新潟県であるが、文献上初めて確認される自然現象は、大化元年（645）の「日本書紀 卷二十五 孝徳天皇」12月14日条に見える次の記事である。「戊午、越国言。海畔枯查（ウキギ）向東移去。沙上有跡。如耕田状。」とあり、旧暦の12月中旬、現在の1月中旬～下旬頃に当たる厳冬期に、日本海を東に向けウキギが流れ去ったとする報告が越国より朝廷にあったとするものである。ただしこの越国は必ずしも現在の新潟県域とは限らず、本県をも含む北陸地方の何れかである。<sup>65</sup>日本海の日本沿岸では、海流の様相は、日本沿岸を東上する暖流（対馬海流）であるから、ウキギの流れを行った方向としては信憑性がある。では、このウキギとはいったい何であろうか。「十卷本和名抄 三」では枯查について、「查 唐韻云楂<鋤加反 字亦作查槎 宇岐々>水中浮木也」、「観智院本名義抄」では「槎查 上通下正 ウキキ」、「日葡辞書」では「Vqiqi（ウキキ<訳>浮いている棒、木材）」と解説しており、又「躬恒集」には「秋の波いたくな立ちそ思ほえずうきぎにのりて行く人のため」、「源氏物語松風帖」には「いくかへりゆきかふ秋をすぐしつづうき木に乗りてわれかへるらん」という和歌があり、ウキギが詠み込まれている。結局、ウキギとは水上を漂う流木、船、筏、といった水上にある木材を意味するものと解されるが、転じて「盲目の亀が出逢ったという木片」（めったに無いことの例え）、そして魚類のマンボウ（翻車魚）の異称としても用いられているとされる。<sup>66</sup>ただ、「日本書紀」には「沙上有跡。如耕田状」とあるので、通常冬期にこの地域の海岸へ季節風によって流されて来る様な単なる流木ではないことが伺われる。可能性としては、日本海沿いの日本本土（九州北部～北陸地方）の何れかの地方で大雨が降り、河川の上流より大量の立ち木が海に流入して当該地に漂着した、海底に堆積していた古木が何らかの理由により海上に浮き上がり、それが漂流して当該地に漂着した、<sup>67</sup>といったことが考えられる。 場合には、浮き上がりの要因としては、海底の状況にも大きな影響を与える様な、かなり規模の大きい地震が発生していたことも考えられる。いずれにしても、当地の地方官より朝廷に報告しなければならなかった規模の流木で、被害の有無は分からないものの砂浜の表面に耕された田んぼの様な跡があったのであるから、当時の人々にとっては極めて異様な光景が海岸に広がっていたに違いない。

次に、翌大化2年（646）には「越国之鼠。昼夜相連。向東移去。」という記事が「日本書紀 卷二十五 孝徳天皇」条に見える。やはり、新潟県域とは限らないものの、当地の鼠が大挙して東に向けて移動して行った、とするものである。鼠は「ねずみ算」なる言葉があるように、急激に増殖をするものの代名詞であるが、当該記事からは、恐らく夥しい数の鼠が群れを成して移動して行った状況を、異様であるとして朝廷に報告したものであ

ろう。当時、日本に原野に元々棲む野鼠以外の鼠が生息していたのが、どうかについては見解の分かれるところであるが、当該記事をイエネズミやドブネズミといった家鼠の渡来の徴証とする意見もある。現在の富山県地域に上陸した鼠が次第に繁殖し、南下を始めたというものである。<sup>8</sup>鼠は群れの中にオスが多いほど、そして幼体が多いほど、よく移動する傾向があるという観察結果も報告されている。<sup>9</sup>

文武天皇2年(698)3月7日条の「続日本紀 卷一 文武天皇」<sup>10</sup>には、「丁卯。越後国言疫。給医薬救之。」という記事がある。これは越後国の国司より疫病(悪性の伝染病)の発生を報告したものであり、朝廷はこれに対して医師や医薬品等を派遣したというのである。日本に於ける伝染病では、古代に於いて疱(痘)瘡(天然痘)はしか(麻疹)赤(白)痢、霍乱(かくらん。特発性コレラ、急性大腸炎)、熱病、瘧(えやみ。マラリヤによる三日熱)癩(ハンセン病等感染症としての皮膚病の当該期に於ける総称、以下Aと称す)等が知られている<sup>11</sup>が、当該事例での越後国の人々の具体的な症例は知ることができない。

古代に於ける疾病への対処法であるが、先ず神の力で(祭祀を行なうことによって)疫病を鎮めようとしたことを指摘することができる。「日本書紀 卷一 神代上」では、「為顯見(ウツクシキ)蒼生(アオヒトクサ)及畜産。則定其療病之方(サマ)。」とあり、医薬の祖であるとされる大己貴命(大国主命)と少彦名命とが協力して天下を経営し、「蒼生」(多くの人民)や家畜の為に病気への対処法を定めたとあるが、実際のところは祈禱に多くを頼るものであったであろう。但し、Aの疾病に対しては「令集解 卷九 戸令」<sup>12</sup>に「悪疾」として、「能注染於傍人。故不可與人同床也。」とあることから、既に発病した患者と接触することで伝染するという認識を持っていたことは十分伺える。当時の律令政府としても、その感染拡大を阻止しなければならないという考えはあったらしい。但し、人から人へ伝染するかもしれないという見解は、既に発病した病人の外見的症状より、医学的な根拠は無いものの、ただ何となくそうした気がする、といった程度のものであったことは容易に類推される。現在でも尚、Aの疾病については、抗酸菌の一種であるらい菌が皮膚の創傷より侵入することにより成立することが判明しているくらいで、その感染経路についての正確なことは分かっていないのである。<sup>13</sup>ましてや当時のことであるから、外見上恐ろしい結果をもたらす様な疾病に対しては、邪神の怒りや神の祟りを除く為の精神的な支柱が必要だったのである。仏教伝来後も、引き続き神仏に祈り、加持祈禱により病気の平癒を願うことは一般的な習俗となって浸透して行くのである。

次に、より現実的な疾病への対処法としては、薬物による治療法がとられていたこと

が挙げられる。しかし、民衆がこの治療法を広く採用したとは考えられず、飽くまでも第一義的には皇室を始め、為政者のための治療法であったと考えられる。一般民衆に対して医薬品が支給されるのは、勿論、人道上の理由もあろうが、疫病の発生にあたりその感染拡大を防止するという公共性の高い場合に限られたであろう。従って、民衆の一般的治療法としては、依然として加持祈祷によるものが主流であった。水害、旱魃、疫病等の発生に際して政府が被災者に米や塩を支給する賑給（しんごう、しんきゅう）に際しても、国郡よりの申請により行なうこととなっていたので、当該越後国での疫病の発生を報じた記事は、同時に医薬品の支給申請があったことをも意味している。しかし、医薬品とは言っても中国大陸等よりその製法が伝来した漢方薬である。東大寺の盧舎那仏に対する献納品目録である「東大寺献物帳」の中に、光明皇太后によって献納された「種々葉帳」があるが、この中には麝香、犀角、犀角器、朴消、蕤核、小草、畢撥、胡椒、寒水石、阿麻勒等、合わせて60種の薬物名とその分量とが記載されている。現在、奈良市の東大寺正倉院には合計56品の薬物が収蔵されているが、それらの多くは中国揚州からの輸入品であると考えられている。<sup>66</sup>その為これらの物が通常に於いて一般の民衆に手の届く薬であったとは考えにくい。疫病発生の際には賑給の一環として現地へ医師を派遣して「加医療」〔宝亀5年（774）4月11日〕たり、「加湯薬」〔天平7年（735）7月12日〕たりといった医療行為が行なわれていたこともまた指摘されるのである。それでも、都では施薬院が設けられて今日の病院の機能を果たし、東大寺正倉院よりの人参や桂心も使用された<sup>67</sup>と言うから、地方よりは余程、医療環境は良かったと言える。そもそも、日本の医学がただ神仏に祈るだけの魔法医学より一歩抜け出し、「医学」と言えるものになる契機は朝鮮半島より伝来した「韓医方」の存在であった。「日本書紀 卷十三」では、允恭天皇3年（5世紀の前半期）正月に日本から新羅へ使者を派遣して「良医（ヨキクスシ）」の来日を招請し、同8月には医師（金波鎮漢武紀）を招来して天皇の病気を治療させたところ、天皇の病気は直ぐに回復して、彼には多大な褒美を持たせた上で帰国させたところ、それ以降「（朝鮮）半島在来の経験医学が先進大陸医学に同化し、その意味ではやはり二番煎じの大陸医学の亜流」<sup>68</sup>としての韓医方がいくつかの経路を経て海路日本に伝えられた。何れにしても、古代の日本に於ける医師、医薬書といった先進科学は、海外より導入されたものであり、その治療の対象とするところは民衆ではなく、通常は為政者であった。<sup>69</sup>現在でも、新型鳥インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルス）による人から人への感染爆発の発生に際して、現段階での唯一の対処薬としてのリン酸オセルタミビル（タミフル）の備蓄を国等が進めているが、全ての人々に行き渡る数量を確保するのは困難であるとして、有事の際に

は医師や警察官等、優先して投与すべき職にある人々を政府が指摘しているが、こうした考え方と、当時の投薬対象としてのプライオリティーを有していた人々の存在とは、本質的な治療限定の発想が異なると言える。

次に、大宝元年（701）8月21日条の「続日本紀 卷二 文武天皇」には「辛酉。参河。遠江。相模。近江。信濃。越前。佐渡。但馬。伯耆。出雲。備前。安芸。周防。長門。紀伊。讃岐。伊予十七国蝗。大風壊百姓廬舎損秋稼。」という記事があり、この年の夏には東海、北陸から中国、四国北部にかけての広範な地域に於いて、蝗（いなご）による虫害と、大風（時期的に見て台風か）による被害とが発生したとしている。その中には佐渡国も含まれているが、なぜか隣接する越後国、越中国、能登国、加賀国等は含まれていない。そしてその結果、民屋が破壊され、秋になっての穀物の収穫に多大な影響を及ぼした。そもそも、「蝗早（こうかん）」と言う語が有る様に、蝗による虫害と旱魃による被害とはセットでやって来ることが多いようであるが、ここでは旱魃ではなく大風（おおかぜ）である。時期から察すると現在の台風に該当するものかもしれない。翌2年の春先にも、因幡、伯耆、隠岐国の山陰地方3ヶ国に於いて、蝗による虫害で「損禾稼（カカ）」（同記3月5日条）とあるので、立て続けに近接する地域に於いて虫害が発生していたらしい。勿論、当時は農作物に農薬を使用しないので、虫害は避けられない事態であった。「虫送り」という言葉があるように、農民にとって虫害の克服は大きな課題であった。虫送りとは、稲藁で人形を作って人々の行列の中央に置き、人形の藁を苞（つと）にして、この中へ食べ物を入れて送り出すものである。悪霊による災いを除くという気持ちで行なったという意味では、悪霊をかたどった人形を集団で囃し立てながら村境まで送り出す「人形送り」の習俗と通ずるところがある。<sup>98</sup>この様に虫害を、目に見えぬものの仕業として蝗逐の行事を各地で行っていたことが知られるが、そもそも「いなご」という名前の昆虫は存在せず、バッタ科の昆虫を総称してその様に呼ぶのである。これらには、「コバネイナゴ」、「ハネナガイナゴ」、「エゾイナゴ」等の種類があり、夏から秋にかけて見られる。特にイネ科の植物の葉を食べる害虫として知られているが、日本で最も一般的なイナゴは「コバネイナゴ」であり、大群をなして移動しながら農作物に被害をもたらすのは「トノサマバッタ」である。日本で一般的に蝗害という場合、水田に生息しているイナゴ類がそうした食害をもたらすことは無く、「相変異」を起こしたトノサマバッタ等のバッタ類の大量発生によるものが、稲の大害虫である浮塵子（うんか）の大発生、多湿の年に発生して稲の苗の生育を止めてしまう稲熱病（いもちびょう）の大発生をも総称して「蝗害」としていたとされる。ただその一方で、蝗はタンパク質、鉄分やビタミンAを含む栄養価の高い食品として、古くより佃煮や甘露

煮として食されて来たのもまた事実であり、現在でも山形、宮城、長野県等では製造販売されている「益虫」としての面も持っていた。現在では、そのうち仙台平野産のイナゴが食用イナゴとしては最も数が多い。「イナゴのしぐれ煮」などとして販売されている。古典の中では、嫉妬心無く、睦みあって子孫の多いものの代表例として引かれることもある。イナゴの語源は「稲の子」とされているが、上記の様に食用とされて来た歴史もあって、古くは擬人化されて「いなごまる」という呼び方もされて来るぐらい、伝統的に昆虫の中では日本人の生活に最も馴染みの有るものであろう。<sup>99</sup>一般的に、蝗は気温が低下すると大群を形成するという習性があり、そのことからすると、大宝元年の秋から翌年の春にかけて気温低下（冷害発生）の徴証を、当該虫害の記事に求めることもできるのである。大宝元年8月の佐渡国をも含んだ蝗害発生が、この年が冷夏であったことを示しているとすれば、農作物の収穫量減少は容易に推測することができ、蝗による食害とあいまって大変な被害が発生していた筈である。「日本書紀 卷一 神代上」では、「為攘鳥獸昆虫之災異（ワザワイ）則定其禁厭之法。」という記事もあり、医薬の祖であるとされる大己貴命（大国主命）と少彦名命とが協力して人々を苦しめる鳥獸や昆虫による、農作物への被害を減少させる方策を考え出したとする。古代より、農作物等を鳥獸や昆虫による食害から如何にして守り、収穫物を如何にして少しでも多く確保するのかということが、民衆や為政者にとって非常に大きな関心事であったことは、これらのことから容易に類推することができるのである。

大宝2年（702）2月13日条の「続日本紀 卷二 文武天皇」には、「庚戌。越後国疫。遣医薬療之。」とあって、越後国に於ける疫病の発生を告げている。朝廷は、これに対して医師や医薬品を送り人々を救済したとしているが、この度の疫病の発生は上述した大宝元年秋より同2年春にかけての気温低下の影響だとすれば、蝗害によって食料不足が続き、人々の栄養状態が良くないところに伝染病が広まったと類推することもできる。疫病の発生時期から、昆虫を媒介とした伝染病ではないであろう。

和銅4年（711）4月5日条の「続日本紀 卷五 元明天皇」には、「庚辰。大倭（ヤマト）佐渡二国飢。並加賑給。」とあり、この年の初夏、佐渡国と畿内の大和国とで飢饉が発生し、これに対して朝廷は賑給（しんごう、しんきゅう）を行なったとするものである。賑給とは、古代律令制下に於いて、高齢者、よるべの無い者、貧窮者、老疾者等、自活の不可能な者や、水害、旱魃、疾病等の被災者に対して、律令政府が米や塩といった生活必需品を支給して救済する制度であり、国、郡よりの申請を受けて実施された。社会的な弱者や災害による被災者を救済するという現代日本の社会制度が、この時期には既に形作られていたという評価もできるであろうが、現在同様、基本的には本人による申



請主義であった点は注目される。何もしない、何も主張しないままでは救済はされなかったのである。また、賑給は儒教の養老慈幼思想に基づいて、高齢者によるべの無い者の救済が優先されており、9世紀の後半には霖雨（りんう）つまり長雨の続く5～6月に京内賑給を行なう事例が増加し、遂にはこれが儀式化して毎年5月吉日には京中賑給が実施されることとなって、形骸化して行った。<sup>91</sup>佐渡国は国自体が決して面積の広くはない島であって、その中でも耕地は島中央部の国中平野に限定されるので、農業用水の確保も難しく元々農業生産力は高い方ではなかった。長い厳冬期を過ごした初夏に食糧難に陥るというのも、ある程度納得することができることかもしれない。この前年からこの年にかけては気象条件が厳しかったようであり、同記同年6月21日条によると「六月乙未。詔曰。昨年霖雨。麥穗既傷。今夏亢旱（コウカン）。稲田殆損。憐此蒼生。仰彼雲漢。今見膏雨（コウウ）。」という記事があり、昨年来の長雨によって麦の穂は痛んで収穫期を迎えたというのに大した収量も上げられなかった上、今夏のひどい旱（ひでり）で稲作にも多大な悪影響が発生しているとし、せめて天を仰いで天の河から恵みの雨が降ってくるのを期待しているといった有様であったという。特に地域が限定されていない記事であるので、或は全国的な現象であったのかもしれない。その為か、5月には尾張国で疫病が発生し、朝廷はやはり医師や医薬品等を手当てして治療に当たらせている（同記同年5月7日条）。

次に、天平13年（741）8月15日条の「続日本紀 卷十四 聖武天皇」には、「癸巳。佐渡国自去六月至今月。霖雨不止。有傷民産。免当年田租調庸。」という記事があり、佐渡国で6月より8月にかけて長雨が続き人々の農地や家屋等に被害が発生しているので、当年の課税を免除するとしている。「租庸調」は律令政府による基本的な税収であるが、それを免除するのであるから、相当な被害（実質的には租庸調の負担が不可能な状態）が朝廷に報告されていたのであろう。現在でも、生活に通常必要な資産が災害等により損失を受けた場合には、確定申告をすることにより、「雑損控除」が受けられ、更に所得税の減免をも受けられるという税制上の特典があるが、その考え方が当時既に存在していたのである。もっとも当該期の窮民救済の真の目的は、納税者としての（班田）農民生活の安定であって、国家より貸与された口分田を捨てて逃亡し浮浪人となったり、税負担の無い僧侶となってしまっは、元も子もないという事情はあった。そしてこの天平13年という年は、2月14日に「国分寺建立の詔」が発せられた、古代に於ける一大プロジェクトの節目の年にあたり、国分寺造営の為、律令政府は寺地、墾田、封戸、正税を寺に寄進し、諸国の国司や郡司は労役としての雑徭で農民を徴発したのである。佐渡国は、天平勝宝4年（752）に越後国より分離された後も造寺料稲一万束を越後国より支

給されたとされるので、経済的には未だ越後国に依存する体質であったと言える。<sup>21</sup>こうした社会の状況の中、つまり政府として多額の出費をしなければならない中であって、民衆に対する納税免除という措置は、それ程までに当該霖雨による被害が甚だしかったことの証でもあろう。

## 2. 平安時代初期までの越後国、佐渡国に於ける災害発生の状況

続いて平安時代に入るが、天長5年(828)6月28日条の「日本紀略 前篇 十四 淳和天皇」<sup>22</sup>には、「壬午。越後国穀一万斛班給窮民。以濟餓苦也。」という記事があり、越後国内の窮民に対して米などの穀物を一万斛(石)分支給して彼らの飢餓を救ったというものである。当時、1斛(石)は10斗、1斗は10升、1升は10合に換算されたが、政府はこの真夏の飢饉に際して大量の穀物を放出したのである。律令では、備荒貯蓄(穀)の制度として「義倉(ぎそう)」という制度があった。これは、江戸時代にも見られる民衆の飢餓状態を救済する制度であるが、古代のものは長期保存が可能で、ビタミンB群や鉄分、ミネラル、食物繊維を含み、日本では米よりも以前から栽培されていた粟(稲、大麦、小麦、大豆、小豆での代用も可能)を、通常期に貧戸以外の者から徴収して義倉と呼ばれる国衙の倉庫に備蓄し、飢饉に備えたのである。実際に義倉を開いて飢餓民を救う手続きについては何の規定も無いが、地方行政官である国司<sup>23</sup>の裁量によって一人当たり一斗以上、一石以下の範囲で与え、この限度を越えた場合には都の太政官に許可を求めた。ただ、一般的に義倉の備蓄量は僅かであり、実際には窮民の救済にはならず、律令制の衰退と共に制度自体も行なわれなくなって行った。<sup>24</sup>当該越後国での窮民救済に関して、実際に義蔵に貯穀してあった穀物を支給したのか、そうでないのかは不明であるが、上記義倉の例に従えば、一人当たりの支給量は十分とは言えないにしても、一万斛という量は、仮に一人当たり支給下限に当たる一斗の穀物を支給したとすれば、凡そ十万人程度の人々に対する支給量に当たる。<sup>25</sup>実際、当時の越後国の正確な人口がどのくらいだったのかは分からないが、8～9世紀段階での推計人口によると、越後国が97,350人、佐渡国が19,500人と算出されている。<sup>26</sup>都市としての12世紀段階の平安京や13世紀段階の鎌倉で夫々175,000人程度であったとされているので、越後国での十万人分の支給量というのは、ほぼ全員が飢餓に苦しんでいたと言っても過言ではないであろう。当該記事は、それ位飢餓状態が越後国内に満ち溢れていたことの証ではなからうか。

実はこの年は、災害という観点からは大変な年であった。どうしても記録の残存状況より、都中心の話となり、都以外の地方の状況は分からない点も多い。まずは水害で

あるが、「日本紀略 前篇 十四 淳和天皇」によれば、5月23日には京都市街で大雨が降り、街中が浸水し、川の水は溢れ、山崩れが発生し、水死体が漂っている状態であったという。これに対して、律令政府は左京、右京で賑給を行なった。この丁度一ヵ月後の6月23日にも都で大雨が降り、山崩れや浸水の被害が起こっており、水害を防止するために清行僧30人が於野寺で大般若経を転誦した。又、地震が頻発しているのもこの年の特徴である。当年の地震は発生順に、同記2月4日、2月11日、2月14日、3月10日、6月3日、6月5日、6月25日（大震）、7月29日（山崩地震）、10月5日、10月22日（大地震）、10月23日、11月25日条と続いている。実はこれらの群発地震は、前年（天長4年）の夏ごろから続いているものであった。即ち同記天長4年（827）7月12日条にある「辛未。地大震。多類（クズレ）舎屋。一日之内。大震一度。小動七八度。」が本震であって、多くの建物が破壊され、余震と見られる揺れがこの日だけでも7～8回あった後に、「癸酉。地動不止。亥剋。地大震。毎地震皆有聲。」（14日条）「甲戌。震動。」（15日条）「乙亥。地震二度。」（16日条）「戊寅。地大震二度。」（19日条）「庚辰。地震。」（21日条）「辛巳。地震。其後連日地震。」（22日条）と頻発し、これ以降も「壬辰。地震。其後連日地震。」（8月3日条）「辛亥。地震。其後連日地震。」（8月22日条）「庚申朔。地動。聲如雷。」（9月1日条）「辛酉。亦如之。連日地動。」（9月2日条）「庚寅。地震。聲如雷。連日地動。」（10月2日条）「丁亥。地震。」（11月29日条）「戊子朔。地震。」（12月1日条）「己丑。地震。」（12月2日条）と続いた。そして、12月14日には「為停地震」、清行僧百口が大内裏朝堂院の正殿である大極殿で、三日間に渡って大般若経を転読するのである。このことから、この当時の震災対策の1つの柱が、疫病の発生時同様、神仏の力を借りてそれを鎮めようとしていたことにあるということが分かる。地震そのもののメカニズムはもとより、何故地震が発生するのかも不明であった当時の地震対策としては、これがある程度は有効であると信じられていたのである。天長6年（829）に入っても余震と見られる地震は続き、「庚辰朔。地大震。」（3月1日条）「丁卯。地震。」（9月21日条）とあり同7年「丁酉。地震。」（1月22日条）の記事辺りで一応今回の地震は収束していた。まさに、現在の京都地域の状態とは異なり、地震の活動期に入っていたとも言える状況である。

勿論、これらの（地震によると思われる）揺れは、当該史料の記主が実際に居住していた京都（やその周辺地域）に於いて感じられたものであって、夫々の地震についてどこが震源なのかは分からない。尚且つこれらの記事にある地震が全て、現在我々が想起するところの「地震」に該当するものなのかどうか分からないが、それにしても揺れが多発していたことだけは推察される。ただ、上記の記事中にある「地震」、「大震」、

「小動」、「地動」、「震動」、「地大震」といった表現が、全て現在の地震に該当するものなのか、どうかについても精査することが必要である。阪神・淡路大震災を除き、最近の（誤った）認識からすれば、京都は古都であり、古い神社や寺院等の建築物も多く残っていて、比較的地震の少ない場所である、といった偏見もあるかもしれない。内閣府による調査<sup>91</sup>によると、確かに京都府総体で見た場合、「地盤特性」から見た表層地盤の揺れ易さと言う観点では、揺れにくい性質を持っているが、京都市街地の西部から京都府の南部方面にかけては、その反対に非常に揺れやすい地域が集中しているのである。歴史的には、平安京の右京南部が低湿地帯にかかっていたため、完成を見ずに放棄されたこととも関連するが、現在でも京都市伏見区、京都府宇治市・久世郡にかけての一带に干拓地としてその跡が残っている巨椋池（おぐらのいけ）の存在が大きく影響を与えているものと思われる。巨椋池は山城湖盆の遺跡湖と言われ、水深も1メートル以内という浅い湖沼であった。<sup>92</sup>それゆえ、同記8月18日条では「辛未。為有天地災変。奉幣柏原（桓武）先陵。祈請之。」とし、平安遷都を実行した桓武天皇の御陵にこうした天変地異を鎮めさせる為の奉幣を行なって祈請した。やはり、先述の清行僧らによる大般若經の転読行為とも併せ、困難な時に際しては、神仏の加護を期待するという手法が、当該期の人々に共通する認識であったとすることができるであろう。

更に天長10年（833）から承和2年（835）にかけての少なくとも3年間は、天候不順の為、全国的に飢饉に見舞われた期間であった。越後国、佐渡国もその例外ではなく、「続日本後紀 卷二 仁明天皇」<sup>93</sup>天長10年閏7月24日条では「戊寅。越後国言。去年疫癘旁発。花耕失時。寒氣早侵。秋稼不稔。今茲飢疫相仍。死亡者衆。凶年之弊。雖賑猶乏。望請被許糶糶（テキチヨウ）。資此窮民。聽之。」として、越後国の国司<sup>94</sup>より、昨年の広域的な疫病の発生（による労働力不足からくる作物の植え付け時期の失時）と、穀物等の収穫期前に寒気の南下があって、十分に収量を確保できなかったこととを挙げ、これら二つの災難によって死亡者も多数出ているとし、賑給を行なうが支給量が不足し、中々状況が改善されないことを訴えているのである。朝廷に「糶糶」、つまり穀物を売買することによって窮民を資（たす）けることの許可を申請するに至っている程、状況は深刻であった。民間より穀物を買上げて、それを窮民に対して支給しようとしたのである。これは最早、越後国に於いては、賑給を行なう為の義倉の機能が失われていた（或は、制度自体が既に消滅していた）ことをも意味している。翌承和元年2月20日条の同記でもやはり「辛丑。越後国飢。振（賑）給之。」とあるから、昨秋の不作が更に追い討ちをかけ、越年しても尚、飢餓状態が深刻であることに変わりの無いことを表している。国司は賑給等を以って窮民救済策を実施するものの、事態の改善には程遠かったの

であろう。又、同記の翌承和2年8月1日条でも、「佐渡国言。去歳風雨為災。年穀不登。今茲飢疫相仍。死亡者多。詔賑恤（ジュツ）之」として、佐渡国の国司<sup>80</sup>より去年の風雨（台風であろうか）によって穀物が成熟せず、佐渡に於いても飢饉と疫病との二重被害が発生していて、死亡者も多数に上るとする報告が朝廷になされている。これに対して、朝廷は佐渡国の国司よりの申請に基づき、賑恤（賑給）を実施させていた。佐渡国は一国全体がそう大きくもない島であるから、作物の生育期に台風や低気圧等の通過によって海水が巻き上げられ、それが傾斜地や標高の低い土地の農作物に付着すると塩害を生む。又、佐渡は元来風の強い場所であるから、風そのものによる折損、倒伏、擦傷、作物からの水分奪取の障害、耕地の土粒飛散による風蝕害等、耕作条件としては当時は現在と比較しても非常に過酷な環境であったに違いない。

ただ全国的に見ると、越後国、佐渡国だけではなく、上述のように833年～835年にかけては、災害が非常に多く発生した時期に当たっていた。天長10年には「京師五畿内七道諸国。並飢疫焉。」という有様で、これら飢民に対しては賑給を量加するとしたが、隠恤（いんじゅつ。いたみ憐れむこと）することこそが「固本厚生」（以上「続日本後紀

卷一 仁明天皇」同年5月28日条）であるとした点が、当時の為政者の民衆に対する認識であったと言えるであろう。現在でも広く使用される「厚生」という語は、当時でも民衆の生活を豊かにし、健康的な生活を守るという意味合いで使用されていたことは注目されるであろう。勿論、この「厚生」という考え方は、律令政府側から見れば、国家経営の為の主要な税源を確保することに他ならなかったのである。政府は、こうして人民（の被った被害）を救済すると共に、「宜令天下諸国。奉幣名神。豫為攘防。勿損年穀。」（同閏7月1日条）の如く、天下の名神や伊勢神宮に奉幣して、事前に「風雨之災」を払っておくことも、こうした自然災害に対する対処法の一つとしては重要であった。現在の「予防措置」に当たるものとも言えよう。そのことは、国衙領、荘園を問わず、収納（徴税）を確実にしめる方策でもあった。又、先掲の承和2年8月1日の「続日本後紀」の中では、筑前国の貧民に対して、五年を限り正税一万束を廩貸し、更に窮乏している人民には3カ年の返済猶予の措置をも講じている。同記同日条に有った佐渡国の窮民に対してもこのような措置が行なわれたのか、どうかについては分からないが、被災民を救う一時的な手段としては有効であったであろう。しかし、こうした出挙（すいこ）特に国司が行なう公出挙は、この時期には既に雑税の一種として、必要も無いのに強制的に（稲、銭、粟、酒等を）農民へ貸し付けるようになり、その上、口分田、墾田、家屋、布、奴婢等、農民にとって生活や農業経営上必要なものを担保物件として押さえられたから、窮民を救済するという意義がある反面、元本や高利の利息（場合によ

り50%に至る)の返済に行き詰まって、班田農民を没落させてしまうこともあった。賑給とは違って返済の義務が生じたから、勸農と窮民救済という狭間で、この制度自体も崩壊して行くのである。

## おわりに

以上見てきたように、平安時代初期に至る古代新潟県域の災害の歴史は、兎にも角にも、民衆による災害の克服史であると言っても過言ではない。新潟県自体の地震による被害は、貞観5年(863)6月17日条の「三代実録 卷七 清和天皇」<sup>⑤</sup>に見える、「戊申。越中。越後等国地大震。陵谷易处。水泉涌出。壊民廬舍。压死者衆。自此以後。每日常震。」という、新潟、富山県域を中心とした大地震の発生と、それに伴う民家倒壊による圧死者の多く出たこと等を記した記事が初見であり、文献で確認されるこれ以前のは管見の限り無い。無論、地震がそれ以前に全く無かった訳ではなく、その発生を確認することができないという意味である。註<sup>⑤</sup>で掲げたように、天長7年1月には出羽国で大地震が発生しているので、条件にもよるであろうが、越後国の北辺部では被害を生じさせていた可能性はある。

これ以外の災害では、やはり何と言っても気象条件の変化に伴うものが多かった。冒頭でも指摘した地理上の要因があって、新潟県域では作物の生育期に当たる夏場を中心とした早による災害が比較的少ない一方で、大風(台風を含む)、霖雨(長雨)、春先や、秋の収穫期を目前にした寒気の南下、夏場の冷害、虫害等が多く発生して人々を苦しめて来た。更にこうした災害に起因すると思われる、疫病や飢饉の発生も度々であった。これらの被害が発生した背景として、当時は作物の耐寒性も低く冷害に弱く、人々の公衆衛生に対する認識も未熟であったことが挙げられるであろう。前年の穀物の収量不足からくる食料(栄養)不足と、上下水道の未整備、住宅や衣服、食物管理等を巡る、衛生状態の劣悪さもこれに拍車をかけた。こうした問題に対して、当時の人々はどうのような対処法をとっていたのであろうか。先ず、疾病、特に疫病の発生については、その拡大を防止しなければならないという認識は、当時全く無かった訳ではなく、政府として医師や医薬品を手配したりもしたが、元々当時の医学や医薬品、医薬品に関わる知識に至るまで中国大陆、朝鮮半島から輸入したものであって、当時としては高価、希少なものであった。それ故、第一義的にはそれらの物は皇族等、為政者のための物であり、民衆にまで広く行き渡っていたとは言い難いであろう。従って、民衆をはじめ、当時の人々の一般的な対処法は、神や、仏教伝来後に於いては仏の力にも頼ることであった。

つまり、加持祈祷を中心として、邪神の怒りや神の祟りを除く為の精神的支柱を求めようとする手法である。これは、地震等の発生に際しても採用されていた手法でもあった。次に、飢饉の発生に対して、政府は賑給という方法を使って窮民の救済を行っていた。これが現在でも使われている「厚生」という発想の原点となっていると指摘した。但し、それは窮民救済という人道上の「厚生」としての意味がある一方で、農民の維持、つまり安定的税収（源）の確保という視点でも行なわれていたことを指摘した。政府、貴族、寺社等の、所謂、当時の支配階層を支えていたのは、（班田）農民であって、その没落は支配階層の再編成をも意味するという点では、単に人道的な儒教の養老慈幼思想に基づいて行なわれていたとばかりは言うことのできない、非常に現実的で切迫した事情があったのである。この賑給の他にも、律令政府は「租庸調」等の租税の納税免除や、「糶糶」によって市場より穀物を調達して窮民の救済に当てていた他、越後国や佐渡国に於いてはここ迄の段階で史料上に記載の無い（公、私）出挙の実施等、救済メニューとしては意外な程、多彩なものが用意されていた。

註

- (1) 『国史大辞典』（吉川弘文館）の「越後国」、「新潟」、「新潟県」、「佐渡国」の項参照。
- (2) 国史大系本（第7巻）『古事記』（吉川弘文館）1998年10月、による。
- (3) 国史大系本『日本書紀 前篇・後篇』（吉川弘文館）1992年4月（前篇）・1990年12月（後篇）による。
- (4) 『新潟日報』（新潟日报社）2008年1月12日付朝刊、21頁（文化）中田勝氏「『佐渡島』さどしま、さどがしま、さど... 地名呼称の論議活発 鷹揚に構えたい」記事参照。
- (5) 越国が越前、越中、越後の三ヶ国に分割されたのは、持統天皇3年（689）より、同6年までの間とされている。註(1)参照。尚、相沢央氏「越後国の成立と蝦夷政策」〔『新潟史学』（新潟史学会）第58号所収、2007年10月〕では、「越国の分割は、直接的に蝦夷集団と関わり、日常的に蝦夷問題を扱う、蝦夷対策に特化した地域を「越後国」として切り離し、他の（越国の）地域を日常的な蝦夷問題から解放し、より一般的な令制国に近づけるという意味があった」とし、古代越後国を巡る度重なる国境の変遷には、律令政府による対蝦夷政策が色濃く反映されていたと指摘される。
- (6) 『日本国語大辞典』（小学館）の「うきき【浮木】」の項参照。
- (7) 平成19年（2007）7月16日に発生した新潟県中越沖地震に於いて、その直後より同県柏崎市より出雲崎町の沖合いの海上に夥しい量の古木が浮き上がり、漁業やマリ

レジャー等に悪影響を与えた。縄文時代のものと考えられているこの木材は、約300トンほどが回収されたが、今から3,100～6,500年前のヤナギやトチノキが主体であった。『朝日新聞』（朝日新聞社）新潟版、同年10月28日付朝刊、31頁、「出雲崎町 縄文古木で町PR～中越沖地震で出現 観光客に贈呈～」記事参照。

- (8) 戸川幸夫氏『イヌ・ネコ・ネズミ』（中公新書 1036）1991年8月、170～183頁参照。
- (9) 「野ネズミの“牧場” 最近の野ネズミ個体群の研究から」〔『研究の“森”から』（独立行政法人 森林総合研究所）NO.7所収、1991年3月）参照。
- (10) 国史大系本『続日本紀 前篇』（吉川弘文館）1993年4月、による。
- (11) 服部敏良氏『奈良時代医学の研究』（東京堂）1945年7月（復刻版は書名『奈良時代医学史の研究』として吉川弘文館より1994年12月に発行）173～199頁参照。
- (12) 国史体系本（第23巻）『令集解 前篇』（吉川弘文館）2000年8月、による。
- (13) 『南山堂 医学大辞典』（南山堂）2006年3月、「ハンセン病」の項参照。
- (14) 小曾戸洋氏『漢方の歴史 中国・日本の伝統医学』（大修館書店 あじあブックス）1999年6月、99～102頁参照。
- (15) 『国史大辞典』の「施薬院」の項参照。
- (16) 杉本勲氏編『科学史』（体系日本史叢書19、山川出版社）1990年10月、37頁参照。
- (17) 小曾戸洋氏「漢方医学の受容と変遷」〔『日本漢方典籍辞典』（大修館書店）所収、1999年6月〕、同氏『漢方の歴史 中国・日本の伝統医学』85～102頁参照。
- (18) 『国史大辞典』の「虫送り」、「人形送り」の項参照。
- (19) 『日本国語大辞典』の「いなご【稲子】【蝗】【蝻】」の項参照。
- (20) 『有職故実大辞典』（吉川弘文館）1998年2月、「賑給」の項参照。
- (21) 『国史大辞典』の「国分寺」、「国分寺建立の詔」の項参照。
- (22) 国史大系本『日本紀略 第二』（吉川弘文館）1992年3月、による。
- (23) 当該期の越後国の国司の補任状況は明らかになっていない。宮崎康充氏編『国司補任 第二』（続群書類従完成会）1989年11月、265頁参照。
- (24) 『国史大辞典』の「義倉」の項参照。
- (25) 「日本紀略 前篇 十四 淳和天皇」の天長7年（830）1月28日条では、同月3日に越後国の北隣である出羽国に於いて発生した大地震（震央は東経140.1、北緯39.8で規模はM7.4と推定されている。『国史大辞典』の「地震」の項の別表2「日本のおもな被害地震」参照）について、秋田の城郭、官舎、四天王寺等の建物の破壊、百姓等百数十人にも上る死傷者の発生、地割れ、河川被害等を記すが、これを受けて、4月25日条では出羽国に対して当年の「租」、「調」を免じ、更に「開倉廩（ソウリン）賑。」、つま



り米倉を開いて民衆を救うようにとの淳和天皇の詔が発せられたとするが、当該越後国での飢餓救済の事例もこれに準じたものであったかもしれない。

- ②6 小西四郎、児玉幸多、竹内理三氏監修『日本史総覧コンパクト版』（新人物往来社）1991年4月、「古代国勢一覧」の表参照。
- ②7 内閣府政策統括官（防災担当）「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」（内閣府）2005年10月19日、による。
- ②8 『国史大辞典』の「巨椋池」の項参照。
- ②9 国史大系本『続日本後紀』（吉川弘文館）1993年4月、による。
- ③0 註②3参照。尚、承和元年には春枝王が越後介に補任されている（文実斉衡3年9月13日条）。
- ③1 佐渡国の国司も当該期に於ける補任状況は明らかになってはいない。弘仁元年（810）9月10日に権守として従四位上藤原仲成が着任するが、その後左遷される。「伏誅」（ふくちゅう）、つまり何らかの濡れ衣を着せられて処罰されたようである。その直後には、やはり権守として同15日に、従四位下紀田上が着任する。この後、承和9年（842）7月26日に権掾として正六位上藤原貞庭が着任するまでの補任状況は不明である。この貞庭も後に左遷されている。『国司補任 第二』270～272頁参照。
- ③2 国史大系本（第4巻）『日本三代実録』（吉川弘文館）2000年12月、による。

付記：本稿は、平成18年度新潟産業大学特別研究費による研究〔特別研究代表者：小林 健彦、研究課題：新潟県域に於ける災害（地震、風水害等）の歴史と、それに対する人々の対処法に関する研究〕の実施に際し、その研究成果の一部をまとめたものである。